

重要事項説明書

(介護老人保健施設入所)

医療法人社団 佳生会

介護老人保健施設 セントクリストファーズホーム

1.事業所名(法人)の概要

①事業者(法人)の概要

名称	医療法人社団 佳生会
代表者名	野木 佳孝
所在地	兵庫県明石市魚住町長坂寺ツエ池1003-1
連絡先	TEL:078-947-7272 FAX:078-947-3045

②事業所の概要

施設名称	介護老人保健施設 セントクリストファーズホーム
施設長名	齊藤 優子
所在地	兵庫県三木市志染町細目字橋ヶ谷28-26
事業所番号	2852380027号
連絡先	TEL:0794-84-2211 FAX:0794-84-2220

③施設の概要(居室 2F)

個室 6部屋 4人室 11部屋

④職員体制

職種	職務内容	人数
施設長兼 医師	施設に携わる職員の統括管理、指導	1名
	診断、治療等日常的な医学的対応	
看護職員	看護全般、生活援助等	5名以上
薬剤師	薬の調剤等	1名以上
介護職員	医学的管理下の介護、生活援助等	12名以上
介護支援専門員	施設サービス計画作成、要介護認定更新手続	1名以上
支援相談員	入所の相談、指導等	1名以上
PT・OT・ST	運動療法・作業療法・言語療法の計画、実施、評価等	2名以上
管理栄養士	献立作成、栄養価計算、栄養指導、栄養アセスメント・マネジメント	1名以上

2. 施設サービスの内容と費用

①介護保険給付対象サービス

施設サービス	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行います 朝食 : 7:30~ 8:30 昼食 : 11:30~12:30 夕食 : 17:30~18:30
入浴および清拭	週2回の入浴または清拭を行います
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います
リハビリテーション	身体機能の低下を防止するため、セラピストにより利用者

	の状況に適した機能訓練を行います
レクリエーション等	カラオケをはじめ、工夫を凝らしたレクリエーションの提供を行います
相談及び援助	利用者及び家族代表者からのご相談に応じます

②費用

サービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。

※食費・居住費について、利用者は申請により負担限度額を記した「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、減免率に応じた負担を徴収します。

※保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合がありますので、その場合、料金表の利用料金全額をお支払い頂きます。利用料のお支払い確認後、領収書を発行致します。

※領収書は、医療費控除を受ける際に必要となりますので大切に保管ください。

③基本料金

従来型【基本型】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室(4人部屋)	793単位	843単位	908単位	961単位	1012単位
個室	717単位	763単位	828単位	883単位	932単位

④加算表(加算1日につき)

加算項目	加算	備 考
夜勤職員配置加算	24単位	基準人員より1名を超えて配置した場合に加算します。
短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)	258単位	退院・退所、認定から3ヶ月以内の方を対象にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上 ADL の評価を行った場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ)	240単位	退院・退所、認定から3ヶ月以内の方を対象にリハビリを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション認知症実施加算(Ⅰ)	240単位	退院・退所、認定から3ヶ月以内の方を対象にリハビリを行い、かつ退所後生活する居宅等を訪問しリハビリテーション計画を作成した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション認知症実施加算(Ⅱ)	120単位	退院・退所、認定から3ヶ月以内の方を対象にリハビリを行った場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	51単位	在宅復帰・在宅療養支援等の評価値が40点以上であり、地域貢献する活動を行っている場合に加算されます。
外泊時費用	362単位	外泊時に算定させていただきます
初期加算(Ⅰ)	60単位	空床情報を医療機関と共有している老健に、一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、入所した場合に加算されます。
初期加算(Ⅱ)	30単位	入所後30日間に限って、加算されます。

再入所時栄養連携加算	200単位	利用者が医療機関に入院され、再入所時大きく異なる栄養管理が必要となった場合で管理栄養士が調整を行った際に加算。
退所時栄養情報連携加算	70単位	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位	利用者等の意向を踏まえながら、退所後を見据えた生活機能の維持・向上の目標を施設計画書に作成した際に加算されます。
試行的退所時指導加算	400単位	在宅へ退所される際に、入所者・ご家族に対し、退所後の療養上の指導を行った場合に、加算されます。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位	退所時に、退所後の主治医や次の施設に入所の診断状況など情報提供した場合に加算されます。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位	医療機関へ退所する時に、退所後の主治医に対し、診断状況など情報提供した場合に加算されます。
入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位	(イ)入所前後 30 日以内に居宅支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定める事 (ロ)入所期間 1 月を超え退所する時に居宅介護事業者と連携を行い、情報提供しかつ居宅サービス利用等の調整を行う
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位/ 回	上記(ロ)の要件を満たす場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11/日	栄養計画に従い他職種による食事観察を週 3 回以上行い、情報の提供と活用を行った場合に加算されます。
栄養ケアマネジメント未実施減算	▲14	栄養管理の基準を満たさない場合に減算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	400単位	経口摂取の利用者で、摂食機能障害・誤嚥がある方に対して、計画に沿って行った場合に加算されます。
療養食加算(回)	6単位	所定の疾病により、治療食の提供を行った場合に1日3回を限度に加算されます。
協力医療機関連携加算(1) 令和 6 年度まで	100単位/ 月	協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行い、かつ相談・診療・入院のできる体制を確保している場合に加算されます。
協力医療機関連携加算(1) 令和 7 年度から	50単位/月	同上
協力医療機関連携加算(2) 令和 7 年度から	5単位/月	協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) イ	140単位	① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講 ② 入所後1月以内に、入所者の処方内容を変更する可能性があることを主治医に説明し、合意していること

		③ 入所前に入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設医師と入所前の主治医が共同し、入所中に処方内容を調整すること ④ 入所者の処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師等の関係職種間で情報共有を行い、多職種で確認を行うこと ⑤ 処方内容に変更がある場合はその経緯等について、退所時に主治医師に情報提供を行い、内容を診療録に記載していること
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) □	70単位	・ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ・ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位	(Ⅰ)を算定して入所者の服薬情報を厚生労働省に提出し情報の活用を行っている時に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位	(Ⅰ)(Ⅱ)を加算していて、入所時6種類以上の内服薬が処方されており、施設医が主治医の同意を得て1種類以上の減少をさせた場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	518単位	緊急時に所定の対応を行った場合に加算します。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239単位	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。 (1月に1回連続する7日限度) 投薬・検査・注射処置の内容等を診療録に記載し、公表を行うことで、加算されます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480単位	上記(Ⅰ)に加えて医師が感染症対策に関する研修を受講していることで、Ⅱを加算されます。(1月に1回連続する10日限度)
リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算(Ⅰ)	53/月	継続的にリハビリテーションの質の管理を行い、厚労省に情報提供を行い必要な情報を活用し、かつ口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算(Ⅱ)	33/月	継続的にリハビリテーションの質の管理を行い、厚労省に情報に提供を行い必要な情報の活用した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	褥瘡発生リスクについて3ヶ月に1回、指標を用いて評価を行った場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位	上記(Ⅰ)を満たした上褥瘡発生の無い場合加算されます
自立支援促進加算	300/月	医師が自立支援に係る計画書策定に参加を行い、支援計画に沿った介護を行った上、情報提供と活用している場合に加算されます。

排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	医師又は医師と連携した看護師の評価による支援計画を基に支援を継続的に行い、情報の提供・活用を行った場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	(Ⅰ)を満たしたうえで入所時と比較して排尿・排便のいずれか一方が改善するとともにいずれにも悪化が無い又はオムツ使用ありから無しに改善している時に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	25/月	(Ⅰ)(Ⅱ)を満たした上で且つオムツ使用有から無しに改善した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120単位	個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを行うことに基づく加算です。
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難である場合の利用に加算されます。利用開始から7日を限度。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケア月2回以上行い介護職員に口腔ケアについて指導助言を行い相談に対応している場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位	上記(Ⅰ)に加えて厚労省に情報の提供を行い活用する事で加算されます。
安全管理体制未実施減算	▲5	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算される。
安全管理体制加算	20/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し安全対策を実施されている時に加算されます。(入所時に1回を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しその情報を適切かつ有効に活用した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60/月	上記(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している時に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費 (1月に1回5日を限度)	240単位	入所者等が感染症に感染した場合に対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合に加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位/ 月	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ○ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ○ 職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる)を行うこと。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月	利用者の安全・介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○ 見守り機器等のテクノロジーを導入していること。 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる)を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護職員のうち介護福祉士を60%以上配置
〃 (Ⅲ)	12単位	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置

介護職員等処遇改善加算 令和6年6月1日から	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×71/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×54/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×44/1000
介護職員等処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位×67/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位×65/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位×63/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位×61/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位×57/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位×53/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位×52/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位×46/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位×48/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位×44/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位×36/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位×40/1000

	介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位×31/1000
	介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位×23/1000

⑤外泊時の費用

要介護状態区分にかかわらず、1日につき 362単位となります。

ただし、1ヶ月に6日を限度とします。

⑥介護保険給付対象外サービスの利用料

介護保健給付対象外サービスの利用料は全額負担となります。

種類	内容	利用料
食費	朝食・昼食・おやつ・夕食	1500 円/日
居住費	個室	2900 円/日
	多床室(4人部屋)	500 円/日
日常生活品費	石けん・シャンプー・ティッシュペーパー・バスタオル・おしぼり等	200 円/日
教養娯楽費	クラブやレクリエーションで使用する折り紙・粘土等、風船、輪投げ等の遊具	100 円/日
理美容代	理美容をご利用の際	実費
電気代	個人使用の家電製品を持ち込み、使用された場合に1日につき(電気あんか等)	50 円/台
リース服(洗濯料含む)	下着・施設内着一式	570 円/日
健康管理費	予防接種・診療情報提供書作成 など	実費

⑦ 利用料等のお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の請求明細書を発行し、原則郵送致します。

家族代表者は利用料確認後、事業所の窓口にて現金でお支払い・または振込にてお支払いを頂きます。

⑧ 利用者の解除権

利用者は、3 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

⑨ 当施設の解除権

当施設は、利用者が次の各号に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができます。

その場合は終了 30 日前までに理由とともに文書により通知いたします。

- ・利用者およびその家族代表者が、正当な理由なく利用料その他自己の払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納した場合
- ・利用者およびその家族の行動が、故意または重大な過失により当施設・従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を

生じさせた場合

- ・利用者及びその家族が故意に不実を告げたり、病状などを故意に告げなかったりしたために、介護方法を大きく変更しなければならなくなる等、円滑にサービスを提供できなくなる場合
- ・自然災害や施設設備の故障等その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合
- ・事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合

⑩ 施設が提供するサービス内容に関する苦情相談窓口

当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申出ることができ、または、備え付けられた「ご意見箱」に投函して申出ることができます。

*事業者が提供するサービス内容に関する苦情相談窓口

施設苦情相談窓口	窓口責任者	黒田雅人
	ご利用時間	9:00～17:30(日曜日を除く)
	電話番号	0794-84-2211
	FAX 番号	0794-84-2220

*介護保険の苦情や相談に関しては、他の外部相談窓口があります。

外部苦情相談窓口	三木市役所 介護保険課 TEL:0794-82-2000 (平日 8:30～17:00)
	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 TEL:078-332-5617 (平日 8:45～17:15)

3. 緊急時の対応及び協力医療機関等

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、下記の協力医療機関のみならず速やかに対応をお願いするようにしています。

協力病院	病院名	医療法人社団 一陽会 服部病院
	所在地	兵庫県三木市大塚 218-3
	電話番号	0794-83-9462
協力歯科病院	病院名	豊山歯科医院
	所在地	兵庫県三木市志染町中自由が丘 2-695
	電話番号	0794-85-9525

4. 施設利用に当たっての留意点

面会・来訪	面会時間 : 9:00 ~ 20:00 (緊急時は除きます) 面会時間を遵守し、必ず面会簿に記入してください。
喫煙・飲酒	施設内では厳禁です。
火気の取扱い	認めておりません。
外出・外泊	外出・外泊の際は、届け出を施設に行ってください。 (外出・外泊時の責任は、家族等が負うものとします)

所持金管理	原則的に金銭管理は行っておりませんので、ご持参されないようお願いいたします。
ペット持込み・飼育	施設内へのペットの持込み・飼育は厳禁です。
居室・設備の利用	施設内の居室や設備は、利用方法に従ってご利用ください。利用により破損等が生じた場合、賠償いただくことがあります。
外泊時等の施設外受診	受診前に、まずは当施設へご相談ください。
迷惑行為	騒音または他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動はご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、複合装置、非常通報装置
- ・防災訓練 年2回